第６回　JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
議事次第

１．日時：　2021 年 2 月 10 日（水）14:00-17:30

２．場所：　JICA 本部 113 会議室　および　オンライン（Microsoft Teams）

３．議題：

(1)　前回の振り返り

(2)　環境社会配慮ガイドライン改定方針案の説明・意見交換２

(3)　異議申立に関する情報収集 中間報告

(4)　その他

４．今後の予定：

第７回

日時：2021 年 3 月 4 日（木）14:00-17:00

場所：JICA 本部 113 会議室 およびオンライン（ Microsoft Teams）

議題：

(1) 前回の振り返り

(2) （必要に応じて）環境社会配慮ガイドライン改定方針案の説明・意見交換３

(3) 環境社会配慮ガイドライン改定案の説明・意見交換１

(4) その他

５．配布資料：

(1)　議事次第

(2)　当日説明用資料

以 上

環境社会配慮ガイドライン改訂に向けた JICA 方針（案）

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
テーマ⑤ 人権、ステークホルダー、ジェンダー	5.1 人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否	（助言 1）国際的人権基準の尊重の理念に基づき、難民、国内避難民、高齢者、性的指向・性自認に基づく社会的弱者等を JICA GL あるいは FAQ に追加することが望ましい。また、これらの社会的脆弱性の間の複合的・交差的要因による脆弱性にも留意する必要がある。	105.　助言 1 を支持。なお世銀では、性的志向・性自認(SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity)は、非差別と包摂性という文脈で、性及びジェンダー別少数者(SGMs)を脆弱なグループとしている（Good Practice Note (2019)）。（織田委員） 106.　人権の状況把握のため、JICA が協力事業の実施機関のみでなく、「影響住民、学識経験者や人権 NGO への聞き取り」を通じて確認を行なうことが重要である点を明記するべき。個別の協力事業に関連して公権力による弾圧・人権侵害が起きている場合、実施機関等への確認だけでは人権状況の把握として不十分。住民が事業に対し自由に発言できるよう特別な配慮がなされていない場合がある。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 107.　助言に異論ありません。（持田委員）	GL2.5 社会環境と人権への配慮２．の「社会的に弱い立場にあるもの」の例示に、開発協力大綱で「脆弱な立場に置かれやすい対象」として示された高齢者、難民・国内避難民を追加する。 また、現行 FAQ にて GL に例示されていない対象についても解説しており、そこに性的指向・性自認により社会的弱者になりうる人を追加する。また、複数の異なる側面での脆弱性を有する社会的弱者の場合に特に留意が必要という旨を FAQ に記載する。 （理由、考え方） ● GL は改訂後 10 年間の運用を想定し基本原則を主に扱い、FAQ に GL の運用面での補完的な説明を記載する。
		（助言 2）民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即した実施がなされるような仕組みを検討する必要があるとの意見があった。	108.　民間連携事業（中小企業支援事業も含む）の全てを対象とするか、海外投融資とするか諮問委員会で協議頂きたい。（黒木委員） 109.　民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即して実施されるように求めることを基本事項または民間連携事業に関する項目に含めることが求められる。（村山委員） 110.　助言 2～6：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員） ※ 持田委員の「上述の視点」とは以下に示すとおり（事務局追記、以下同）： 下記視点をバランス良く確保する環境社会ガイドライン改定案を議論させて頂き度いと考えます。 1) JICA 各協力事業に参画する環境社会配慮ガイドラインのユーザーとして、迅速性を失わず、活用利便性を維持し、開発効果を最大化すること。 2) JICA 各協力事業の実施に際し、相手国に適切な環境社会配慮を促すこと。 3) JICA 各協力事業の実施に際し、JICA による環境社会配慮	ビジネスと人権に関する国連指導原則に関する日本政府の国別行動計画（NAP）に留意しながら対応する。 （理由、考え方） ● 「序」・「理念」を通して、国際潮流を踏まえた日本政府方針に沿って適切な環境社会配慮を行うことを明確にする。

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			支援・確認の適切な実施を確保すること。	
	5.2 ESS10 ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の要否 5.3 ステークホルダー分析の実施	（助言 3）ステークホルダーエンゲージメントには、ジェンダー別や社会的脆弱性等の要素を考慮したステークホルダー分析・特定や、双方向のコミュニケーション方法の採用といった、意味ある参加を担保するための方法論を体系化して整理すべき。	111. ステークホルダー分析をジェンダー別に行うことを明記する必要がある。なお、世銀 ESF では世帯単位ではなく世帯内の構成員別の調査が重要であることに注意を喚起している(ESS5 p.56) 。今後社会経済調査で留意されるべき視点である。(織田委員) 112. 意味ある参加に関する定義は JICA ガイドラインでは「双方向のコミュニケーション」に加えて世銀 ESS10 ではより詳細なプロセスを示していることから(p.99)、ESS10 の記載事項を援用することが有用。(織田委員) 113. 電力マスタープランや地域の開発マスタープランなど、プロジェクト対象国の政策に大きな影響を長期にわたって与える案件については、カテゴリ分類にかかわらず、また、当該国で戦略的環境アセスメント等で開催が義務付けられていない場合でも、幅広い現地ステークホルダーとの協議を行い、その結果を反映させる。(木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言)） 114. 現地ステークホルダーとの「意味ある協議」について、「文化的に適切かつ双方向のプロセス（操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態下での協議)」である点を明記するべきである。また、社会的合意の要件として挙げられている「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議」について、「地域住民等のステークホルダーとの文化的に適切かつ双方向（操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態下での）の協議)」とより具体的に明記し、要件とするべきである。(木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言)） 115. ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する懸念や要請等を書簡で受け取った場合、JICA による当該ステークホルダーへの「適切かつ速やか」な回答を要件とするべきである。(木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言)） 116. ステークホルダーコンサルテーションは、異議申し立てを回避するための最も重要な手段であり、意味ある協議（meaningful consultation）が行われるよう最善の方策がとられるべき。現行の JICA GL「2.4 現地ステークホルダーとの協議」は不十分。ステ	現地ステークホルダーの参加や協議の際に重要な配慮項目を、ESS 10 を参考に GL の別紙に整理することを検討する。その中に、現地ステークホルダーとの意味ある協議の定義や留意点も含める。現地ステークホルダーとの「意味ある協議」について、ESS 10 を参考に見直しを検討する。 ステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）に該当する独立した文書作成は行わないが、現行 GL で行っている EIA や RAP、先住民族計画（IPP）における住民協議において SEP と同等の質の内容を確保する。 （理由、考え方） ● 現地ステークホルダーのエンゲージメントの実施にあたり、ステークホルダー分析含め重要な配慮項目を別紙に示すことを検討。実施方法等の具体的な参考情報は、GL とは別に整理する。ジェンダー配慮は、社会的脆弱性への配慮の一環として行う。 ● 「意味ある協議」について、世銀 ESS10 に沿って「文化的に適切な言語と形式で、双方向のプロセスであり、意識操作や干渉、強制、差別、脅迫のないものとする」旨を追記する。

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			ークホルダーの特定方法を含め、より詳細にガイドライン本文に記載するとともに、別紙において意味ある協議方法の事例を示すことが望まれる。（鈴木委員）	
		（助言 4）必ずしも世界銀行のステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）と同様の文書作成を求める必要はないが、ステークホルダーエンゲージメントの実行における重要項目を JICA GL の本文や FAQ に含めることが考えられる。特に、JICA が協力準備調査で案件形成の支援を行っていない場合、及び、RAP に SEP の内容を含めることで代用しようとする場合には、SEP と同等の内容を確保することが重要との意見もあった。	117. ステークホルダーの範囲はケースバイケースのため、RAP、EIA、IPP 等でステークホルダーエンゲージメント（パブリックコンサルテーション・情報公開を含む）の最低限求められる対象・項目について GL または FAQ で例示頂きたい。（黒木委員） 118. 世銀のステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）と全く同じである必要はないかもしれないが、同様な／類似の内容のプランを作成することをカテゴリーA プロジェクトには義務付けるべき。（鈴木委員） 119. 世銀のステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）の扱いについては、実質的に同等の内容を確保することとし、特に、JICA が協力準備調査で案件形成の支援を行っていない場合や、RAP に SEP の内容を含めることで代用しようとする場合には、ステークホルダーの範囲や計画の内容を精査することが求められる。（村山委員）	
		（助言 5）苦情処理メカニズムの対象は、非自発的住民移転対象の人々やコミュニティに限るのではなく、環境影響および移転以外の社会影響に関するステークホルダーも対象として JICA GL に定め、被影響住民を代表する者あるいは第三者が苦情処理に関与することが望ましい。	120. RAP と EIA で共通した組織とシステムを作って EIA や RAP ドラフト時にパブリックコンサルテーションで説明、DD 時、工事時に説明することを検討すべき。実施機関内の GRM 事務局は共通させると情報がまとまって良いが、GRM 下の委員会レベルとなると、RAP（主要関係者：土地省・地方地自体・住民代表等）と EIA（主要関係者：コントラクター・地方自治体・住民代表等）の苦情にかかる関係者が異なるため、工夫していく必要がある。WB ESF では労働者に対する GRM が求められているので併せて検討が必要。（黒木委員）	苦情処理メカニズムは、非自発的住民移転の影響住民だけでなく、環境影響やその他の社会影響も対象とする。 実施機関に設置することを検討するが、非自発的住民移転とその他の影響では関係者が異なることに留意する。
		（助言 6）ステークホルダーの区分については世界銀行 ESS10 と JICA GL では同じことを違う切り分け方或いは異なる表現で示している。ESS10 の区分を参照し、必要に応じて JICA GL におけるステークホルダー区分の定義を再検討すべき。その際は現行の JICA GL において現地ステークホルダーに対し、より手厚いエンゲージメントを	121. 世銀 ESS10 にあるステークホルダーにおける Other interested parties は、現行ガイドラインにおけるステークホルダーよりもやや広い概念と思われることから、現行ガイドラインにおいてステークホルダーを「現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体」から、事業に関心がある人々まで含めるような表現を検討することが望ましい。（村山委員）	本 GL の位置づけは 1.4 基本方針にあるとおり、「相手国等の開発目的に資するプロジェクトが、環境や地域社会に受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う」ためのものである。これに照らすと、現行 GL が現地ステークホルダーにより手厚いエンゲージメントを求めていることは自然であり、現行 GL の区分を維持する。

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
		求めていることにも注意すべき。		（理由、考え方） ● 世銀の ESS10 でも、情報提供や意見聴取の方法について、被影響住民により手厚い配慮を行っている。 ● 「事業に関心がある人々」は「協力事業に意見を有する個人や団体」に包含されるものと考える。
テーマ⑥ 労働、汚染管理、コミュニティ	6.1 世銀 ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否	（助言 1）労務管理や労働者の安全・健康について、世界銀行 ESS2 に記載されている項目を環境社会配慮の範疇とし、JICA GL に記載する範囲と契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理したうえで、ESS2 の趣旨を踏まえた検討をすべきとの意見があった。	122. 世銀 ESS２-para13 およびガイダンスノート GN13.4 では、労働の場におけるハラスメントの防止対策とそれがジェンダーを軸に起きやすいことに注意を喚起している。JICA では既に契約約款(GC)において差別の禁止や平等な機会の提供などの対応が書かれているとのことであるが、環境社会配慮の一環として労働管理手順またはそれに類するものに、ジェンダーに基づくものを含むハラスメントの防止を記載することは強いメッセージである。（織田委員） 123. EES2 でも児童労働や子どもの強制労働について言及されており、子どもの危険労働とは、健康、安全の観点からだけでなく子どものモラルを危うくするものと定義されている。そして、地下労働などと並んで性的虐待(sexual abuse)が例示されている(p.33 注)。改正ガイドラインまたは FAQ でも子どもの権利侵害の例として示すことは可能ではないか。（織田委員） 124. 原則、対象国法律と一般条項 GC（FIDIC）（相手国とコントラクター契約）においてカバーされるものであり、特別追加的なものは必要ない。工事段階の労働問題は上記のとおり相手国法、一般条項 GC で対応される事項であり、供用後の労働問題は実施機関が国内法に基づいて対応すると理解。いずれも環境社会配慮審査後の対応となるため、審査時に労働衛生について求める場合は、ごく一般的な記載になるため、審査時何が確認できるのか議論が必要。環境社会配慮を超えて、コロナ感染問題や人権問題も踏まえて、今後、労働者の権利や作業環境の改善が進む可能性があり、案件は少ないが技プロや調査の実績もあるため、JICA としてきちんと方針を示すべき。（黒木委員） 125. 工事中の安全配慮等について、記載･規定すべき場所を JICA GL か契約かの二者択一ではなく、JICA GL を基本原則と謳った	労務管理や労働者の安全・健康、児童労働については、対象国法律や GL を含む現行の枠組みにおいて既に対応していることから、現行 GL の記載を維持する。 （理由、考え方） ● 基本的には、労務管理や労働者の安全・健康、児童労働に関しては、対象国法律と現行の枠組み（LA や GA の一部である GTC 等）においてカバーされている。 ● 子どもの権利はこれまでも環境社会配慮の項目として含めており、これに影響を及ぼす大きなリスクがないかは個別案件で確認している。 ● 「ジェンダー平等」を理念に追記する方針であり、この中には、ジェンダーに基づく暴力なども含まれると考えている。その旨 FAQ に記載することを検討する。 ● 労働におけるジェンダーに基づくハラスメントの防止については、GL とは別の枠組みで検討する。 ● 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた新たなリスクへの対応についても、対象国法律と現行の枠組みで対応している。なお、これらで対応できない想定外の事項が万が一ある場合は、他の内部手続き等で対応していく。 ● 契約約款などを含む現行の枠組みについては、これまでも国際開発金融機関（MDB s ）の契約

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			拠り所（“憲法”）とした上で、これに包含する形で、案件固有の契約に個別具体的な事項をブレークダウン（“法律”）する等、整合性と網羅性を担保した整理の工夫が望ましい。また、労働者流入のリスク（伝染病等）について、COVID-19 が全世界中で蔓延している状況下、これ以前の世銀の Guidance を踏襲している場合は、再度検証が必要。（杉田委員） 126. 世銀の ESS2 ではこれまで以上に事業実施に関わる労務管理や労働安全衛生に関する配慮が求められていることから、相手国／実施機関が合意する契約一般条項や実施機関とコントラクター等の契約約款に言及しつつ、Multilateral Development Bank Harmonised Edition の契約約款（General Conditions）への対応することを環境社会配慮ガイドラインにおいて記載することが求められる。（村山委員） 127. 助言 1～4：助言に異論ありません。（持田委員）	約款も参照しつつ、JICA の契約書類を作成してきている。
	6.2 世銀 ESS3 有害廃棄物、有害化学物質、害虫管理に係る要件の参照の要否	（助言 2）現行 GL での相応の配慮の下、世界銀行 ESS3 に記載のある化学物質や有害物質への対応について、対象とする物質や基準の考え方等について JICA GL への記載要否を含めた扱いを明確にすべきとの意見があった。	128. 事業毎に原則的な JICA の要請内容を整理して、相手国に合意させる内容を整理すべき。ESS 3 には、（IFC の）EHS ガイドラインよりも厳しくない基準を適用するケースについて記述があるため、この点を認識した上で、基準適用の要否について諮問委員会で協議して頂きたい。（黒木委員） 129. JICA GL32 ページの別紙 2 モニタリングを行う項目に関し、以下に掲げる項目を参照しつつとあり、必ずしも記載された項目に限定されるものではないが、大気質に関しては、最新の知見に照らして著しく不適切と考えられ、修正する必要がある。（鈴木委員）	国際的な基準やグッドプラクティス（例えば、世銀の ESS 3・4 のガイダンスノートや、IFC の Environmental, Health, and Safety Guidelines）を参照し、対応する。現行 GL で国際的な基準やグッドプラクティスを参照することは規定されている。 別紙 6 モニタリングを行う項目は、GL の参考資料であり、必要に応じて見直し、更新する。
		（助言 3）病害虫管理については、農薬管理の取り扱い方法が国により異なる点に留意しつつ、総合的病害虫管理（IPM/IVM）の観点から JICA GL に盛り込むか検討すべきとの意見があった。	130. 総合的病害虫管理（IPM/IVM）については時折指示書で記載されているが、今後、環境社会配慮に含まれるのであれば、まとまった手法やこれまでの JICA 案件での実績を整理した参考資料を作成し共有すべき。（黒木委員） 131. 病害虫管理については、JICA GL の項目として掲げるべき。（鈴木委員）	現行 GL 別紙 1「大気、水、土壌、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響」が調査・検討すべき影響の範囲に挙げられており、下線部で統合的病害虫管理の趣旨と一致すると考えられる。GL ではなく、必要に応じて参考資料（関連するセクターの環境チェックリスト）で対応する。
	6.3 世銀 ESS 4 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可	（助言 4）工事中の安全配慮等について、環境社会配慮の範疇とし JICA GL に記載する範囲と、契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理したうえ	132. JICA は、別紙 1 で「地域社会・労働者の安全・保安」の項目を新たに設け、「保安要員の利用、あるいは、要請・黙認による当該国の軍・警察等の関与が、地域住民・労働者の安全を侵害してはならない」ことを要件とするべき。（木口委員／田辺委員	緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮については、対象国の法律や、GL を含む現行の枠組みにおいて既に対応し

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
	能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加	で、JICA GL への記載の要否を検討するべきとの意見があった。	（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 133.　工事中の安全配慮については、FIDIC や当該国の関連法令を遵守する事とされており、実際の EIA でもそれらについて整理が行われていると認識。「コミュニティの安全」については新しい要件であるため、対応事例について取り纏めて関係者の理解を促進することが必要。環境アセスメントで取り扱う「コミュニティ」の範囲についてあらかじめ例示すべき。（黒木委員） 134.　工事中の安全確保については、既往の契約図書において一定の規定がなされている。契約において詳細な工事中の安全管理が規定されるため ESGL 本文に改めての記載の必要はない。ただし何らかの記載が必要であるなら、「安全対策については契約約款における規定及び（仮）建設工事にかかる JICA 安全標準スペックに基づき、適切に行う」のように記すことで足りる。（三宅委員）	ており、現行 GL の記載を維持する。 （理由・考え方） ● 基本的には、対象国法律と現行の枠組み（LA や GA の一部である GTC 等）においてカバーされている。 ● 工事中の安全管理は GL の枠外で、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」等の一環として取り扱う。 ● 構造物の安全性配慮は GL の枠外で、計画策定・設計の一環として取り扱う。なお、想定外の気象条件による構造物の破壊は、現時点では、相当の仮定や多大な誤差・曖昧さを有し、技術的信頼性に劣る手法となると思われることに留意し、相手国等への注意喚起にとどめる（『論点 1.6』参照）。 ● ジェンダーに基づく暴力については、『論点 6.1』を参照。
		（助言 5）構造物の安全性への脅威、しかも当初の想定を超える災害等の場合の緊急事態対策は、ハード面ならずソフト面でも技術協力を行うべきとの意見があった。また、供用段階に特にコミュニティへ影響が大きいと予想される構造物の場合には、世界銀行の緊急対応計画を参考にした計画の作成や実施について、JICA GL への記載の要否を検討する必要があるとの意見があった。	135.　様々な専門家の投入も必要となるため、本項目の対応にあたっては事例を示しつつ、環境社会配慮としての要否を諮問委員会の十分な協議を行う必要がある。（黒木委員） 136.　必ずしも世銀と同等の緊急対応計画（emergency response plan: ERP）を策定することを義務化する必要はないが、供用段階にコミュニティへの影響が大きいと予想される構造物の場合には、適切な配慮を行う旨、JICA GL に明記することが期待される。（鈴木委員） 137.　事業実施に伴い敷設される構造物の安全性は、気候変動要因による想定外の災害等により損なわれる可能性があることから、周辺のコミュニティを含めた緊急対応計画の策定が必要に応じてなされる枠組みにすべき。（村山委員） 138.　上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	
		（助言 6）世界銀行 ESS4 ”Community Health and Safety”の”Health”の意図するところは身体的な健康だけの意味ではなく、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントやジェンダーに基づく暴力も含むハラスメント、さらに HIV/AIDS 以外の感染症も含めるべき	139.　ジェンダーに基づく暴力（GBV：Gender Based Violence）は JICA のガイドライン全体を通じて明示的に示すべき課題。（織田委員） 140.　現状の GL のアセスにおいても HIV/AIDS 以外の感染症は通常、考慮されていると思われる（マラリア、デング熱等）。ハラスメントや DV は、工事中の HIV/AIDS 防止キャンペーンにその内容を入れ、周辺のコミュニティと同時に啓発活動を行う事も可	

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
		点に留意が必要。	能。「コミュニティへの対応」は新しく明記された分野であるため、想定されるコミュニティの“対象範囲”や好事例などについてJICA 側からご説明頂きたい。GBV については、経緯を整理してから、環境社会配慮上の取り組みについて諮問委員会で検討する必要がある。（黒木委員） 141.　助言に異論ありません。（持田委員）	
		（助言 7）JICA GL での生態系サービス（Ecosystem services）への影響の取り扱いについて検討すべきとの意見があった。	142.　生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広いと思われるので、これまで助言委員会で議論された事例を GL・FAQ に例示して頂きたい。（黒木委員） 143.　本来生態系サービス（ecosystems services）への影響について検討すべきであるが、そのためには検討・評価手法について明確化する必要がある。（鈴木委員） 144.　事業実施により周辺コミュニティが受ける生態系サービスの影響も環境社会配慮の範囲として扱うことが求められる。（村山委員） 145.　上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	
テーマ⑦ 自然生息地	7.1 世銀 ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照	（助言 1）JICA GL においては、生態系と生物相、自然環境、自然生息地といった異なる用語を用いて記載がなされているため、その基本的考え方、用語の定義を整理することが必要。また、配慮項目として多様な生態系サービス、侵略的外来種、持続可能な生物資源の監理について言及すべきとの意見あり。	146.　現行の JICA GL では、生物多様性保護という概念が明確に示されていないため、自然環境に関する記述を抜本的に見直し、生物多様性保護を図ることを明記すべき。（鈴木委員） 147.　生物多様性条約において、「人類の共通の関心事である」とされているため、生物多様性は対象国の法令や政策、意図のみにより評価されるべきではなく、国際的に認められる考え方と手法による評価を担保すべき。（日比委員） 148.　気候変動と同様、生物多様性についても事業そのものによる影響だけを議論するのではなく、全体的、総合的に地球の生物多様性の保全に JICA が（正負に）貢献しているかという視点からの規定検討が望ましい。（日比委員） 149.　助言に異論ありません。（持田委員）	現行 GL 別紙 1 は、「生態系と生物相」を配慮項目としているが、開発協力大綱・ESS 6 と同様「生物多様性」を配慮項目とする。 生物多様性の評価方法や評価基準は、運用面で IFC 等を参考にする。 ESS 4 を参考に、生態系サービスを GL2.3 の配慮項目に追加し、コミュニティの健康と安全に影響を及ぼす場合に（特に当該サービスに依存する先住民族等）配慮するが、生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広く、検討・評価手法が明確とは言えないため、可能な範囲で配慮するものとする。
		（助言 2）生物多様性に対する影響の評価手順について、予防的アプローチに立つことを JICA GL で明確にし、評価方法や評価基準を明確にすることが必要。	150.　評価分析時における予防的アプローチは、プロジェクト影響をこれまでのやり方より大きく想定する考え方となるため、物理的かつ管理範囲の面からその範囲は大きくなる。生態多様管理計画の実施にあたって、FS 段階で予算措置を行っても実施段階で相手国によりその内容自体が実施されない、あるいは予算が十分に引き当てられないこともあるため、実施段階における JICA 側	

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			による TOR の内容、コスト、専門家の配置など十分な確認・管理が必要。（黒木委員） 151.　生物多様性の評価手法、特に世銀が規定する「改変された生息地（modified habitat）」における生物多様性の評価手法を明確に示す必要がある。（鈴木委員） 152.　上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	
		（助言 3）生物多様性の保全にあたっては、ミティゲーションヒエラルキーの考え方、特に回避を最優先することを明確にすべき。	153.　助言に異論ありません。（持田委員）	
		（助言 4）生物多様性オフセットは、ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であることを強く認識し、導入の可能性を慎重に検討すべきであるとの意見と、支援対象国のモニタリングキャパシティーの懸念から導入困難性を指摘する意見があった。	154.　生物多様性オフセットについて、支援対象国のモニタリングキャパシティへの懸念がある場合、そのモニタリングに耐え得る知見や技能を習得出来る様な経済的教育的な支援施策を提供することも必要。制度として生物多様性オフセットが実在する限り、それが抑制的に運用されるにせよ、その導入を実現するための道を用意しておくことも求められる。（杉田委員） 155.　上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	生物多様性オフセットは、ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であるとの認識の下、実施する場合は世銀や IFC の運用を参考に、現地ステークホルダーの参画及び現地に精通する専門家の助言を得て取り組む。 （理由、考え方） ● ミティゲーションヒエラルキー（回避、最小化、緩和、代償）に沿った検討を行い、それでも重大な影響が残存する場合には、代償の一環として生物多様性オフセットの実施を検討する。 ● 実施方法は世銀や IFC 等の事例を参考に都度個別案件で検討する。まずは試行的実施を通じた体制整備を目指すことを想定。
		（助言 5）世界銀行 ESS6 で採用された生息地区分を導入することについて、生息地の定義を明確にした上で、実施すべき。	156.　「重要な生息地」を特定する上では、事業における生物調査の限界を鑑み、Key Biodiversity Area (KBA)など国際的に確立された手法に基づくデータベース等を活用することで、予防的アプローチを取るとともに、費用効果の高い調査・評価を実施すること。（日比委員） 157.　データベースに加えて、保全生物学や調査・保全手法（例えば、エッジ効果、ドローンの活用、遺伝子バーコーディング、民間セクター参画に基づく生物多様性オフセットなど）における進歩が著しいことに留意。（日比委員） 158.　「重要な生息地」を特定する上で、絶滅危惧種は重要な指標	世銀 ESS6 にある改変された生息地、自然生息地の区分を GL に導入するかについては、世銀の運用を引き続き確認し、今次改定では導入せず、今後の継続検討の課題とする。 （理由、考え方） ● これらの生息地（改変された生息地、自然生息地）の導入には、相手国等の事業対象地及び周辺の状況が十分に把握されていることが前提であるが、こうした情報が十分に得られない場

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			となるが、一方で生態系を形成し、機能させているのは絶滅危惧種だけではないことに鑑み、特に地元コミュニティが享受する生態系サービスについても十分な影響評価を含めるべき。（日比委員） 159.　生態系サービスに加えて、生物多様性条約では生物多様性とジェンダー、先住民族（特に伝統的知識）の関係性も生物多様性保全・持続的利用上の重要なアジェンダと捉えている。GL（および見直し論点）では、生物多様性の持つ社会側面は、「生態系・生物多様性」の議論とは切り離されてきたが、途上国における人口増加傾向や生態系の開発圧力の増加など、人間と自然の関わり度合いが高まっていることを受け、見直し GL では分けて対応するのではなく、総合的・統合的なアプローチを模索すべき。（日比委員） 160.　世銀 ESS6 にある生息地区分の導入については相手国の生息地の状況が十分に把握されていることが前提であることから、こうした情報が十分に得られない場合は区分の導入は慎重に進めた方がよい。（村山委員） 161.　助言に異論ありません。（持田委員）	合が多く想定される。 ● 運用面で、国際機関等が発表する情報を参考に、事業対象地またはその周辺に自然生息地に該当する可能性のある地域が存在し、事業の影響が及ぶ可能性がある場合は、これに留意して可能な限り環境影響調査において影響評価と緩和策の立案を行う。なお、重要な自然生息地については現行通り慎重かつ丁寧な対応を行う。
		（助言 6）プライマリーサプライヤーへの対応について、実現可能な範囲で JICA GL に含めることができないか検討するべきとの意見があった。	162.　実際の対応時期・対応方法案についても諮問委員会で協議して頂きたい（例：天然資源とは何を指すのか、一次供給者の環境社会面の評価・検証方法は実施段階で行うと思われるが、誰が実際に行い、誰に報告するのか等）。（黒木委員） 163.　コントラクターが、砂利や木材などの資材がプライマリーサプライヤーにより環境に影響が少ない方法で取得されたものであるかまでチェックすることには権限、費用、ノウハウ等から問題があり、コントラクターにおいて実施することは困難。従ってもし GL において記載が必要ならば、「プライマリーサプライヤーの資材調達に関し、環境社会配慮の観点から必要となる場合、調達先及び取得方法等について入札図書において正確に指定し、適切な資材価格を見込むことが必要である。」のように記載するべき。（三宅委員） 164.　助言 6～7：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	世銀の運用を引き続き確認し、今次改定では導入せず、今後の継続検討の課題とする。 （理由、考え方） ● 世銀 ESS 6 の運用は、生息地区分について相手国等の状況が十分把握されていることが前提であるが、こうした情報が十分に得られない場合が多く想定される。 ● 調達先及び取得方法等について案件形成段階・入札図書で正確に指定し適切な資材価格を見込むことの可否について慎重な検討が必要であり、世銀の対応状況を注視。
	7.2 保護区では事業を実施しない案件から、生息地区	（助言 7）JICA GL の「保護区取り扱い規定」について、一律に事業実施を	165.　保護区取り扱い規定について、先方政府からの要請に応じて、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わ	現行 GL では、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
	分に基づいた事業実施への変更の要否	回避するのではなく、保護区指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切であり、生物多様性保全の観点からは、ESS 6 で重要な自然生息地（Critical Habitat）に分類された地域で事業を実施しない、または当該生息地の事業実施条件を遵守することで保全を図ることが肝要との意見があった。なお、重要な自然生息地の判断を明確にできるかの実務上の懸念、該非判断の簡便さをあわせて保護区取り扱い規定の変更可否の検討が必要	せた相手国の法規制、及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切。世界銀行の環境社会基準（ESS）で採用された生息地区分に基づいた事業実施可否基準や、JICA 及び他援助機関のプラクティスを参考にしつつ、ルールメイキングするべき。（石田委員） 166. 保護区の目的や現状の機能を調査した上でフレキシブルに判断することが望ましい。案件採択時、特に KBA について重要な生息地か否かの判断を暫定的に行うことで専門家配置、投入 MM、コストが考慮される仕組み作りを検討して頂きたい。そうでないと調査のコスト、精度、全体のスケジュールに大きな影響を及ぼすこととなる。（黒木委員） 167. ロジックとして現行ガイドラインよりも新ガイドラインが、自然環境・生物多様性の保全を緩和・（ダイリュージョン）逆行することがないようにする。（日比委員） 168. 現行GL では、より制約条件が強い保護区要件によって「保護区内にある重要な生息地」は、原則事業実施対象地から除外されることで保護されてきたことに留意し、見直し後においても、少なくとも法的保護下にある「重要な生息地」の保護水準が下がることは無いようにするとともに、法的保護下にはない「重要な生息地」の保護水準が高まる見直しとすることで、生態系・生物多様性保護の論理的な弱体化を回避、むしろ強化する必要がある。「保護区要件」の撤廃は、よほど明確に効果的な追加策を同時に導入しなければ、国際的に批判の的となる可能性に留意。（日比委員） 169. 一方で、主に途上国においては、新規保護区の指定や拡張とともに、逆に保護区の指定解除やダウングレード、ダウンサイジング（PADDD）の動きもあることにも十分留意（すなわち、保護区であることだけに依拠する保全規定でも不十分）。（日比委員） 170. 助言 7-9 に関連して保護区の扱いについては、世銀 ESS6 で示されている重要な自然生息地（Critical Habitat）が客観的に特定されていることが前提であると考えられる。一方で、相手国においてはこうした情報が十分でない可能性があることから、第一段階では相手国の法制度に基づく保護区も参照したうえで重要な生息地を評価し、制度上の保護区で事業を実施しようとする場合の要件について、現行の FAQ をもとに基本的な考え方をガイ	特に指定した地域の外で実施されねばならない」とあるが、保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断する。 （理由、考え方） ● 保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切。 ● GL では、生物多様性の保全の観点から保全価値の高い地域は重要な生息地として扱っており、その対応は維持する。

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			ドライン本文に記載することが求められる。（村山委員）	
		（助言 8）これに対して大多数の委員からは、対象範囲等を明確に判断できる保護区取り扱い規定並びに同規定に係る FAQ を現状どおり維持することが、生物多様性の保全の観点から必要であるとの意見が表明された。	171.　助言に異論ありません。（持田委員）	
		（助言 9）保護区取り扱い規定と生息地区分に基づいた事業実施可否の判断は補完的要素があることから、両者を改善することで保全効果、開発効果の双方を高められる方法を取り入れるべきとの意見があった。また、その実施においては発言力が限定されがちな地域住民の意見をよく聞くことが重要との意見があった。	172.　上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	
テーマ⑧ 住民移転、先住民族	8.1 世銀 ESS5 Annex1 の住民移転計画の構成要素の参照	（助言 1）架空送電線や地下埋設物のように、土地利用の阻害あるいは制限に起因して財産価値を毀損するような場合に対する補償について、世銀 ESS5 の生計損失に対する補償や日本等第三国を参考として検討すべき。	173.　このような補償を行うのであれば、地上権、地下権などの事例（補償単価等）について JICA 側で事例を整理して、FAQ・カテゴリ B 執筆要領等で例示すべき。（黒木委員） 174.　助言に異論ありません。（持田委員）	財産価値の毀損に対する補償は、日本や第三国の事例を参考に運用面で可能な範囲で対応する。生計手段の喪失については、現行 GL の記載を維持する。 （理由、考え方） ● 財産価値の毀損に対する補償は、世銀 ESS には記載がなく、個別事業の運用面で可能な範囲で対応されている。
		（助言 2）不動産市場が機能または未発達の場合の再取得価格の算定基準を明らかにするよう検討すること。また、移行期間における補償の在り方や、資産調査結果の被影響住民への書面での手交と同意文書取り交わしの義務付けを検討すべきとの意見があった。	175.　非自発的住民移転及び生計手段の喪失にかかる移転・補償対策の合意形成にあたり、資産調査結果が対象者に手交されなくてはならない。また、移転及び補償にかかる合意書の内容を対象者が理解していなければならず、合意書は対象者に速やかに手交されなくてはならない。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 176.　非自発的住民移転及び生計手段の喪失にかかる補償の基準は公開され、一貫性をもって各損失資産に適用されなければならない。また、補償の算出根拠は文書化され、公開されなくてはならない。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））	非自発的住民移転の被影響住民に対する補償や支援の対応は以下のように行う。 ● 資産調査結果の提供は、世銀 ESS ガイダンスノートに「個々の被影響住民の資産の補償が計算された際には、その結果を被影響住民に提供し説明する」とあることを参考に FAQ に記載する。 ● 移転及び補償にかかる合意書については、手交可能性を検討中。 ● 世銀 ESS 5 で、土地や資産に対する補償に加えて、移行期間中の損失や費用への補償を対象と

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			177.　物理的及び経済的移転が回避できない場合には、対象者が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるよう、「移行期間中の支援」が行われなくてはならない。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 178.　移転・補償対象者に対する合意形成及び移転・補償措置の実施前に、住民移転計画の最終版が作成、公開されていなければならない。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 179.　現地側と GL で補償方針（算定額、エンタイトルメントマトリクス等）に過去の案件でギャップがあらかじめ判明している場合は、JICA の TOR ミッション等の現地政府と JICA との協議の場で JICA GL にしたがう旨合意しておくべき。（黒木委員） 180.　助言 2～3：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	しており、個別案件の補償の検討において参照する。 ● ジェンダー配慮は、女性が特に負の影響を受けやすい要因の有無を個別案件で都度確認し、社会的弱者への配慮の一環として対応する。
		（助言 3）住民移転計画の作成と実行にあたっては、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮を行うべきとの意見があげられた。苦情処理における社会的弱者配慮の必要性、法的・慣習的権利を有さない住民の移転における法的権利等の認められた家屋提供支援の検討。	181.　ESS5 では、配慮の例として、土地所有名義や補償金の支払いにあたり夫婦名義を可能にすること、女性が土地所有権と認められないなどの場合は別の補完的措置をとること、職業訓練、就業機会支援におけるジェンダー配慮の必要性を挙げている(para20 注 18)。このような具体的な方法は FAQ などで紹介することで、配慮しやすくなる。（織田委員） 182.　住民移転計画の作成と実行に当って、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮が必要、との助言に関して、ここで敢えて「女性」がハイライトされている具体的な背景、趣旨をより良く理解しておきたい。また、住民移転計画・生計回復支援事業の被支援国における事後評価やアウトカムの調査は、本計画の継続的な運用のためにも、妥当な質と量の支援を担保する上で必須である。（杉田委員）	
		（助言 4）経済的移転への対応に関して、ESS5 に多くの記載があることから、JICA GL における取り扱いを整理することが重要との意見があった。	183.　住居や耕作地、商業施設などの物理的な施設の移転のみならず、事業実施により生計手段の変更を迫られる人々への配慮も本ガイドラインの範囲に含めることが求められる。（村山委員） 184.　助言に異論ありません。（持田委員）	現行 GL 別紙 1 で生計手段の喪失への対応が定められているため、これを維持する。運用面では世銀 ESS 5 を参考にする。
		（助言 5）住民移転計画・生計回復支援事業のモニタリングや事後評価において、住民にとっての満足の度合い等	185.　事後評価で第三者が案件全体の評価と合わせて調査をするのは良い考え。（黒木委員） 186.　住民移転計画・生計回復支援事業については、事業の実施主	個別事業のモニタリング、事後評価の一環として住民移転計画・生計回復策の適切な実施の確認を行っている。

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
		を含むアウトカムを調べることができないかとの意見があった。	体が借入人と異なる場合があることから、確実に計画が実施されたかフォローアップが重要。そのための監視・モニタリング計画をきちんと作成する必要がある。また、監視・モニタリングに際しては、住民の満足度調査を実施することが望ましい。（鈴木委員） 187.　上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	
	8.2 先住民族の呼称について Indigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの要否 8.3 FPIC (Free, Prior and Informed Consent) の定義の参照 8.4 先住民族配慮計画の構成要素の参照	（助言 6）先住民族の呼称については、世銀 ESS に倣うことよりも、本来配慮すべき範囲との間に差異が生じないように留意すべき。	188.　助言 6～7：助言に異論ありません。（持田委員）	Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities という呼称も必要に応じて使用可とする。 プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、「Free, Prior, and Informed Consent」（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）を要件とする。 先住民族計画は、ESS 7 を参照し作成する。 （理由、考え方） ● 呼称については、過去のアフリカ案件で Indigenous Peoples という用語の使用に懸念を示されたことがあるため、世銀 ESS 7 の呼称も必要に応じて使用可とする。
		（助言 7）FPIC については、世界銀行 ESS7 の定義の通り「Free, Prior, and Informed Consent」（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）を参照すべきとの意見があった。また、「合意」と見なす判断基準の整理、先住民族配慮では影響を受ける先住民族に対する十分な情報提供等、合意形成プロセスが適切に実施されているか確認することが必要。	189.　世界銀行 ESS7 の定義の通り、Free, Prior, and Informed Consent: FPIC を（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）とすべき。また、自由と十分な情報へのアクセスにはジェンダー格差がありうることから、合意形成プロセスを確認するに当たっては、ジェンダー視点を取り入れることが必要。（織田委員） 190.　プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意（FPIC）が得られていなければならない」ことを要件とするべき。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 191.　IP が認められる地域への影響を与えないように事業予定地として避ける事が検討される事が多いが、一方では IP 側のインフラ整備のニーズは高いケースもある。このため、案件開始前に貴機構でこのようなニーズ把握を行った上で、調査を開始し、事業予定地の決定、合意プロセスと進む方がよいケースもある。（黒木委員） 192.　事業の影響範囲に先住民族が居住する場合には、原則として先住民族配慮計画（IPP）の作成を求めて、計画を策定しない場合には代替としての配慮事項を整理することをガイドラインに記載することが求められる。（村山委員）	
		（助言 8）先住民族配慮計画（IPP）は取り組んだ事例が少ないことから、適切に配慮するために現地のリソースの活用等を通じて同計画の構成要素を確	193.　IPP の JICA での事例は多くないため、諮問委員会で実績を説明して頂きたい。また、他ドナー案件では非インフラ案件でも IPP が作成されている事例もあるため、WB や ADB の事例も併せて整理して頂き、諮問委員会で説明すべき。（黒木委員）	

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
		保するよう検討すること。IPP 策定においてジェンダーの視点、伝統的意思決定等の固有要因の尊重・考慮が重要との意見があった。	194.　先住民族計画(IPP)は、その概念を拡げて脆弱な地域住民計画（VPP）とし、先住民族だけでなく、子供、女性、老人、障害者のような地域社会において脆弱な人たちも対象にすべき。（鈴木委員） 195.　先住民族配慮計画（IPP）に関し、基本的に、脆弱な地域住民（vulnerable local people）への配慮計画（VPP）とし、必ずしも先住民（indigenous people）だけでなく、必要に応じ、その地域に暮らす脆弱な人々（子供、障害者、老人、女性等）への影響を検討する計画（文書）を作成する旨 JICA GL に明記すべき。（鈴木委員） 196.　助言 8～9：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	
	8.5 世銀 ESS8 無形文化遺産の配慮項目への追加	（助言 9）無形文化遺産を配慮項目に加えることに異論はない。有形文化遺産を含め、国際的に認知された遺産のみならず、相手国・地域にて重視されている文化遺産への配慮、住民による慣習的な利用を制限せず、住民への利益分配等の配慮、また文化財について住民間の民族、言語、宗教上の価値観が異なる場合への慎重な対応、秘密保持が必要な場合の対応についても検討すべきとの意見があった。	197.　具体的な事例と対応方法について事例を検討した上で GL に盛り込むべき内容であると考える。環境社会配慮専門家の範疇を超えるため、重要な文化財への影響が予定される場合は、調査時、実施段階において文化財専門コンサルタントを別途配置すべきと考える。諮問委員会の理解促進のため、文化財専門家が JICA 調査で従事した事例を説明して頂きたい（例：エジプト国カイロ鉄道など）。（黒木委員）	無形文化遺産の扱いについては、世銀の運用を引き続き確認し、運用面で可能な範囲で配慮を行う。現時点で、世銀の事例は確認されていない。
			198.　助言委員会の運営の見直し予定、第 5 期助言委員会での過去の助言の分析の報告、GL 改定により追加となる分野の助言委員の配置。（黒木委員） 199.　世銀 ESF、包括的検討を踏まえ、多様な項目が現行 G に加え調査・分析される必要が生じる。これを現状のスケジュールの中でクオリティを確保し、具現化していくかが課題。（黒木委員） 200.　新型コロナウイルス感染症のように、疾病の広がりにより環境社会配慮で求められる調査やステークホルダー協議に一定の制約が生じる場合を GL で扱うことが望ましい。（村山委員） 201.　諮問委員会のプロセスでは、各論点に対して網羅性を確保した議論が重要。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））	左記のご意見は、各論点に関する JICA 方針（案）の検討にあたり、参考にさせていただく。

※諮問委員からのご意見 104 番は欠番。182 番杉田委員の意見を助言 5 から 2 へ移動。

環境社会配慮ガイドライン（GL）改定に向けた JICA 方針（案）

※第 5 回諮問委員会資料のうち、更新した箇所を抜粋しています。

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
①理念、気候変動	1.3 事業による温室効果ガス（GHG）排出量の推計	（助言 6）気候変動への負の影響を適切に把握・対応するために、一定以上の排出量が想定される個別事業の GHG 総排出量の推計が求められる。サプライチェーンにおける GHG 排出量の推計を含めることは重要であるが、すべての事業で推計することは技術的・労力的に困難を伴うことが予想され、今後の中長期の課題であると認識する。	1. JICA は、別紙 1 で「気候変動」の項目を新たに設け、「スコープ 1 及び 2 で一定以上の温室効果ガス（GHG）を排出するプロジェクトにおいて、想定 GHG 排出量が算出・公開されていなければならない」ことを要件とするべき。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 2. ライフサイクル（イニシャル部分含む）GHGs の排出量を予測するのであれば、必ずしもプラスとなる可能性はないことも考慮する必要がある。JICA 調査報告書、EIA で明確にしたいのが排出量、削減量、または双方なのかを諮問委員会で議論の上、GL・FAQ、案件の指示書等で明確にすべき。推計の範囲や条件により、その精度も労力も大きく変わるため、精度の目安となるコンサルタントの作業日数についても配慮すべき。推計対象セクターと推計方法について FAQ 等での具体的説明を示していただきたい。有意の CO2 発生源については、JICA GL でもどこかで線引きの明示が必要。（黒木委員） 3. 排出削減効果ではなく、そもそもの事業の排出量としてのインパクトとそれを回避するための対策及び削減効果を測る必要がある。また、スコープについても、インフラの電力消費他のエネルギー需要は大きく GHG 排出に当たってインパクトがあるため、スコープ 1 に加えて、2 の排出量を対象とする必要がある。一部のスコープ 3 の項目について（例えば、高速道路とそこから生じる交通から排出される GHG など）も、当該プロジェクトのインパクトを鑑みると、影響が大きいプロジェクトにおいては可能な範囲での推計が必要。NDCs との整合性のみならず、各プロジェクトにおいて中長期的な脱炭素移行に向けて整合的であるか否かの確認もプロジェクト形成に当たっては重要な要素として GL に位置付けることについて検討されたい。（杉本委員） 4. スコープ 1 については、少なくともすべてのカテゴリーA プロジェクトで IPCC ガイドラインに沿った排出量推計（現状、	スコープ 1 で一定量以上の温室効果ガス（GHG）の排出が見込まれるプロジェクトにおいて、事業開始前に年間の想定 GHG 排出量を推計し公開する。 また閾値については、FAQ において年間 25,000 CO2 換算トンとする。 推計対象の温室効果ガスは、7 ガスのうち、ODA 事業で対象とするセクターに鑑み、二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、亜酸化窒素（N2O）の主要 3 ガスとすることが現実的と考える。 個別案件について「脱炭素社会への移行」との整合性の確認を GL に記載することは、GL の趣旨には馴染まないが、中長期的な視点に立ち、途上国の脱炭素移行を支援することは重要と考えており、日本政府方針に沿って脱炭素移行へ貢献することを「理念」に記載する（論点 1.2 参照）。 【スコープ 1（直接排出量：事業活動から直接排出される排出量）とする理由】 ●スコープ 3（スコープ 1・2 に含まれないその他の間接排出量）は技術的に推計が難しい。 ●スコープ 2（間接排出量：電力など事業で消費するエネルギー）は、途上国において推計に必要な情報の入手が難しい場合が想定され、案件ごとに推計の結果にばらつきが出ることが予想される。また、世銀もスコープ 1 を対象としている。さらに、スコープ 1 とスコープ 2 の間で重複が発生する場合がある。

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			将来予測）が行われていることを確認する必要がある。スコープ 2 については、可能な範囲で実施するよう要請するものとすべき。京都議定書に規定される 7 つのガス・物質だけでなく、大気中の寿命が短い温室効果ガス（short-lived climate pollutants: SLCPs）であるオゾン（O3）、ブラックカーボンについても考慮する必要がある。また、気候変動に正の影響を及ぼす（加速化する）SO2、PM 等についても、大量の排出が見込まれる場合には考慮することが望ましい。（鈴木委員） 5. 農業・土地利用セクターの排出シェアも大きいことに鑑み、影響評価対象とすること。（日比委員） 6. スコープ１（事業からの直接排出）だけでなく、少なくともスコープ２（エネルギー使用を介した排出）、できればスコープ３（原材料の調達含むサプライチェーン全体からの排出）も評価対象とすべき。パリ協定で定める（今世紀後半中のネットゼロ）を目標・タイムフレームをベンチマークとすべき。（日比委員） 7. 助言に異論ありません。（持田委員）	【対象ガス選定理由】 二酸化炭素は化石燃料の燃焼、メタンは農業（家畜反芻、稲作）や廃棄物処理場、亜酸化窒素は農業（肥料）や化石燃料の燃焼等が主要な排出源であり、いずれも ODA 事業で一般的な分野。これに対し、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）は冷蔵庫やエアコンの冷媒、パーフルオロカーボン類（PFCs）は金属洗浄の溶剤、六フッ化硫黄（SF6）は絶縁材、三フッ化窒素（NF3）は半導体製造が主な用途であり、いずれも ODA 事業ではほとんど扱わないと考えられるため、推計対象から外しても大きな問題は生じないと考える。オゾン、ブラックカーボン、微少粒子状物質（PM）は排出量の推計が困難であると認識。二酸化硫黄（SO2）は多くの途上国で必要な環境規制が講じられていると認識しており、大量の排出は見込まれない。

環境社会配慮ガイドラインに基づく
異議申立手続要綱

－ 中間報告 －

第6回
JICA環境社会配慮ガイドラインの改定に係る諮問委員会

独立行政法人 国際協力機構

目次

1 振り返り

2 これまでの進捗・結果

3 他ドナーの異議申立制度

4 今後の予定

見直しの進め方

要綱に基づく検討	1. 異議申立が受理された案件の申立人が提出した『調査報告書に対する当事者からの意見書』 2. 審査役の報告書等
追加の検討	3. 受理されなかった案件の申立人が提出した『検討結果に対する異議申立人からの意見書』 4. HPを通じた意見募集 5. 審査役の意見・評価
事前の情報収集・整理	他ドナーの制度や取り組みに関する情報収集・整理

※ 本要綱施行（2010年7月）以降の利用者および審査役からの意見・評価に基づき検討。

見直しの進め方

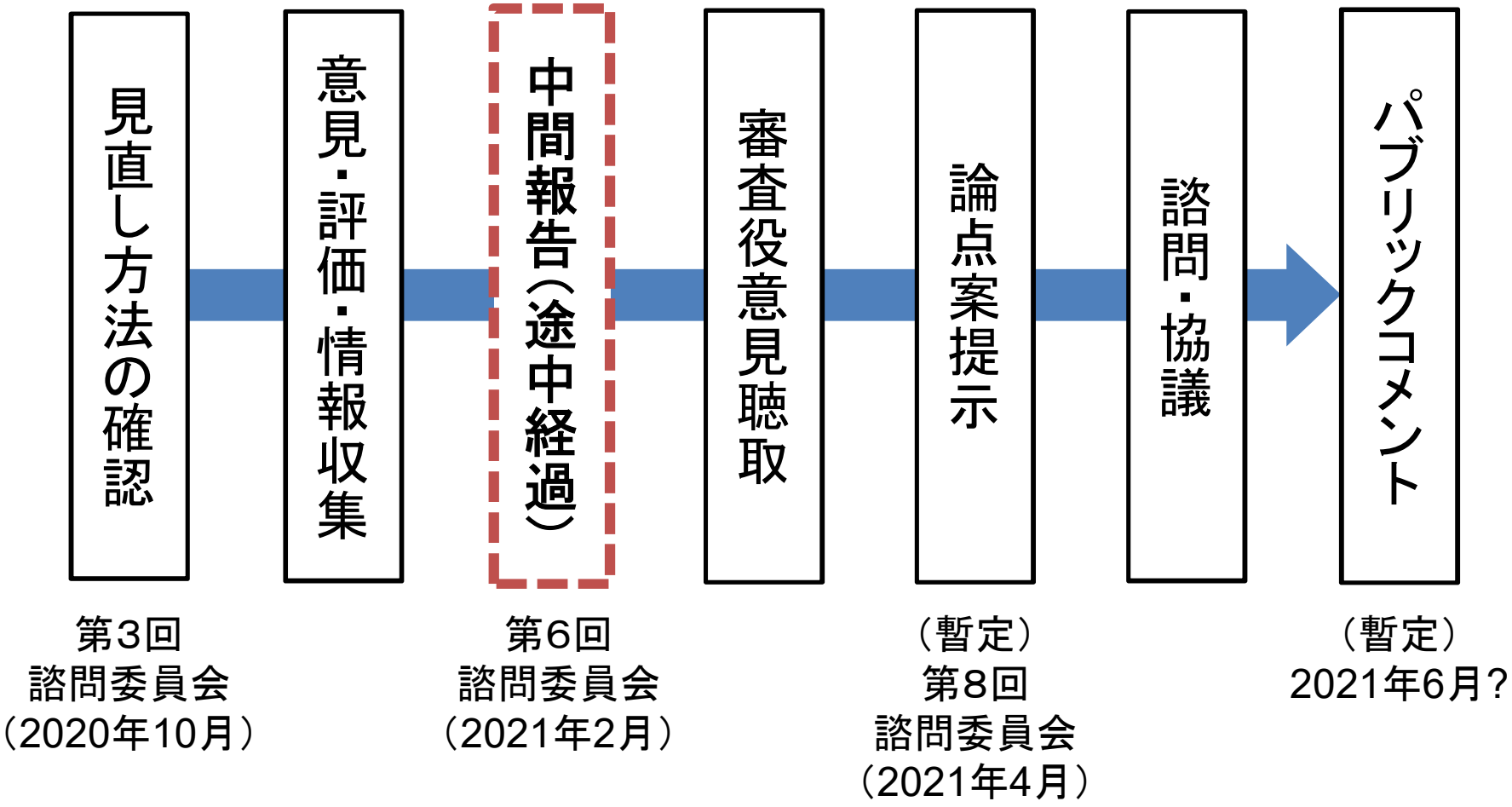
見直し方法の確認
意見・評価・情報収集
中間報告（途中経過）
審査役意見聴取
論点案提示
諮問・協議
パブリックコメント
第3回
諮問委員会
（2020年10月）
第6回
諮問委員会
（2021年2月）
（暫定）
第8回
諮問委員会
（2021年4月）
（暫定）
2021年6月？

目次

1 振り返り

2 これまでの進捗・結果

3 他ドナーの異議申立制度

4 今後の予定

2. これまでの進捗・結果

要綱に基づく検討

1. 異議申立が受理された案件の申立人が提出した『調査報告書に対する当事者からの意見書』

- ミャンマー国 ティラワ経済特別区開発事業
- モザンビーク国 ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業

要綱に基づく検討

2. 審査役の報告書等

- 異議申立に係る調査報告書及び年次活動報告書
- 論文「開発援助機関におけるIAM（異議申立審査制度）の課題−手続規定の比較考察」（金子審査役）

追加の検討

3. 受理されなかった案件の申立人が提出した『検討結果に対する異議申立人からの意見書』

- ベトナム国 ハノイ市都市鉄道建設事業

追加の検討 4. HPを通じた意見募集

- 期間：2020年11月26日～2021年1月11日
- NGOネットワークを通じた広報・周知
- 日本語、英語、ポルトガル語、ミャンマー語の回答用紙を掲載
- 異議申立が受理された2案件の申立人には、別途意見・評価の提出について働きかけ

▼

5名（団体）より、意見・評価を受領

- 異議申立が受理された2案件の申立人からの改めてのご意見提出はなし。
- ミャンマー「ティラワ経済特区」に関しては、同案件の異議申立に関わった国際NGOより意見・評価が寄せられている。

追加の検討 5. 審査役（計5名）の意見・評価

- 2月～3月上旬　予定

事前の情報収集・整理

他ドナーの制度や取り組みに関する情報収集・整理

対象：

- 世界銀行：Accountability Mechanism（Inspection Panel含む）
- アジア開発銀行（ADB）：Accountability Mechanism
- 国際金融公社・多数国間投資保証機関（IFC-MIGA）：Compliance Advisor/Ombudsman（CAO）

調査項目：

- 規程・要綱、機能（コンプライアンス審査、仲裁・紛争解決、助言）
- 審査役の要件
- 申立人の要件
- 申立期間
- 調査期間
- 報告先
- 広報・周知の手段等

目次

1 振り返り

2 これまでの進捗・結果

3 他ドナーの異議申立制度

4 今後の予定

1. 世界銀行 Accountability Mechanism

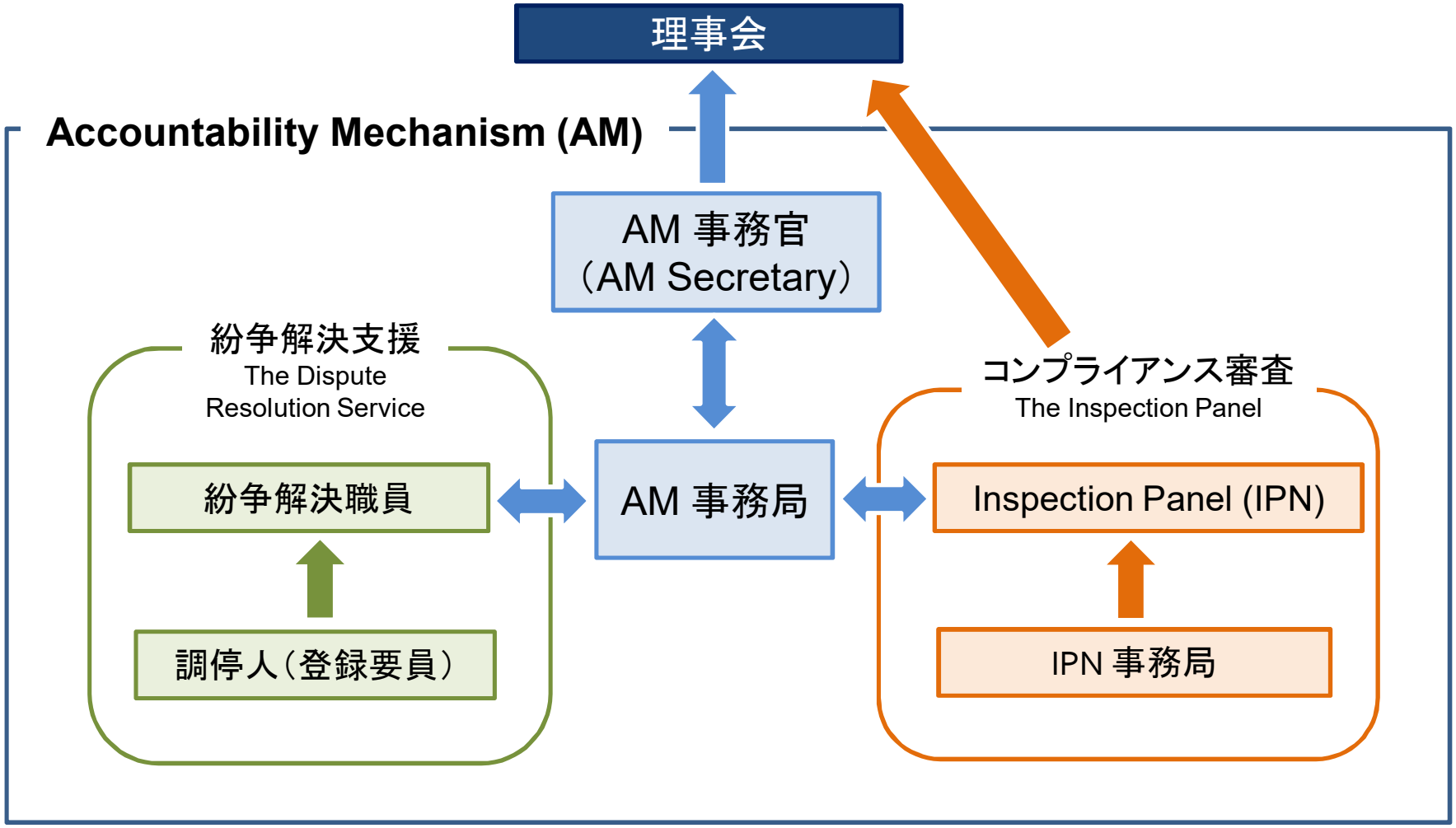

1. 世界銀行 Accountability Mechanism

- **The Inspection Panel**（コンプライアンス審査）
  - 審査役3名、その内1名が委員長（Chair）として常勤。
  - 事務局職員は9名。審査役の調査の補佐、内外からの質問・相談への対応、啓発・周知活動、研修等 を実施。
  - 申立の内容に合わせて外部専門家を雇用。
  - 調査期間は6ヶ月以内を基準とし、最終的には各申立の性質に応じて判断する。

- **The Dispute Resolution Services**（紛争解決）
  - 構成は1名以上の紛争解決職員（Dispute Resolution Officer）、及びAccountability Mechanism Secretaryが必要と判断した人員。
  - 事案ごとに調停者（登録人材）を雇上。
  - 調査期間は1年以内。ただし当事者双方が合意した場合は6ヶ月まで延長可能。

- **異議申立**
  - 異議申立はプロジェクト終了後15ヶ月間可能。
  - 世銀との事前の対話は必須。

2. ADB Accountability Mechanism

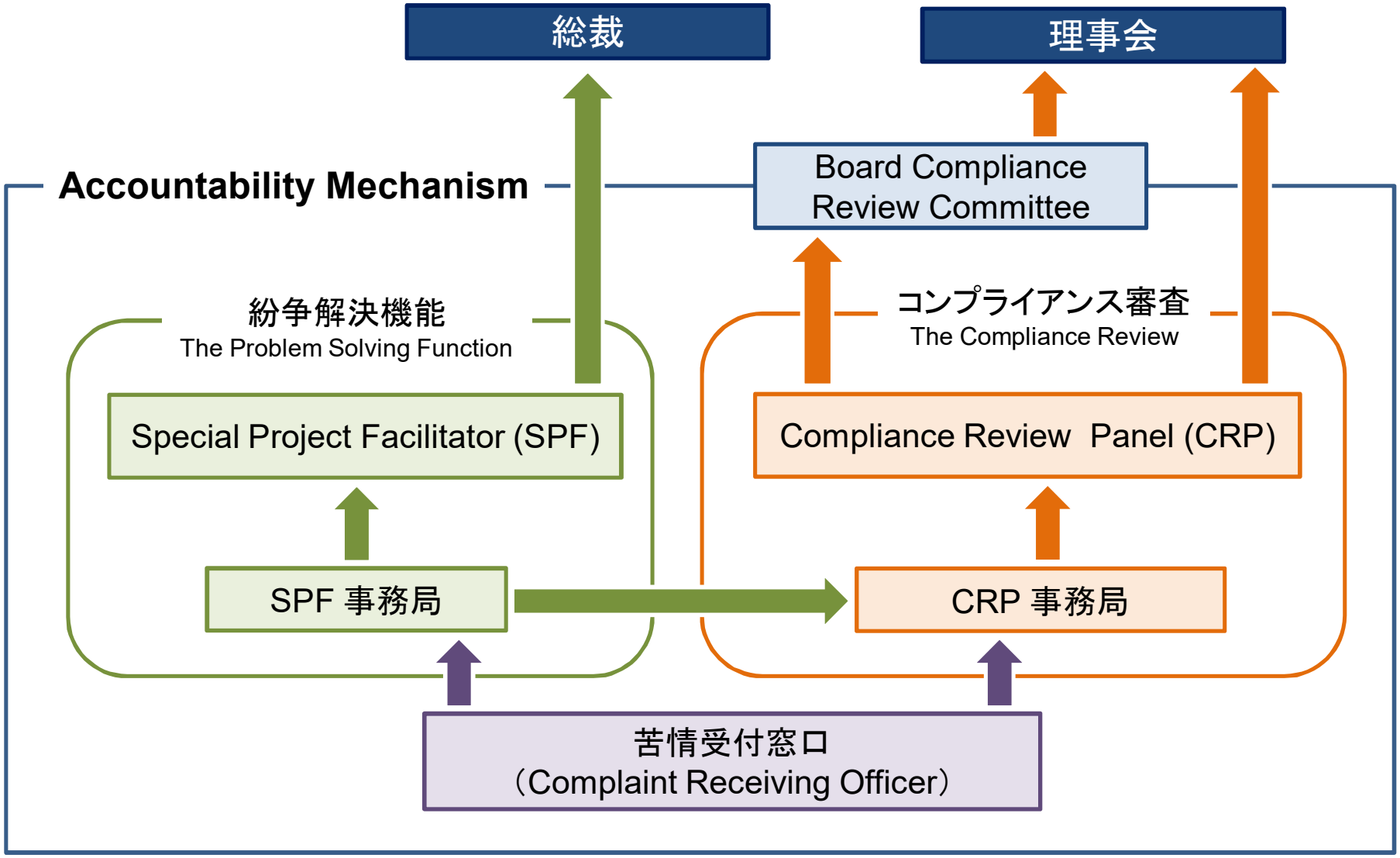

2. ADB Accountability Mechanism

- **Compliance Review Panel**（コンプライアンス審査）
  - 審査役3名、その内1名が委員長（Chair）として常勤。
  - Compliance Review Panel (CRP)の委員長が事務局長を兼務。他に3名の職員を配置。
  - 申立の内容に合わせて外部専門家（登録人材）を雇用。

- **Special Project Facilitator**（紛争解決）
  - 構成は1名の紛争解決職員（Special Project Facilitator）と事務局（2名）。
  - 必要に応じて外部専門家をコンサルタントとして雇用。

- **異議申立**
  - 融資・グラントの完了（closing date）以降2年以内は異議申立が可能。
  - ADBとの事前の対話は必須。
  - 調査期間は平均367日間（各申立の内容に合わせて判断）。

3. IFC-MIGA Compliance Advisor Ombudsman (CAO)

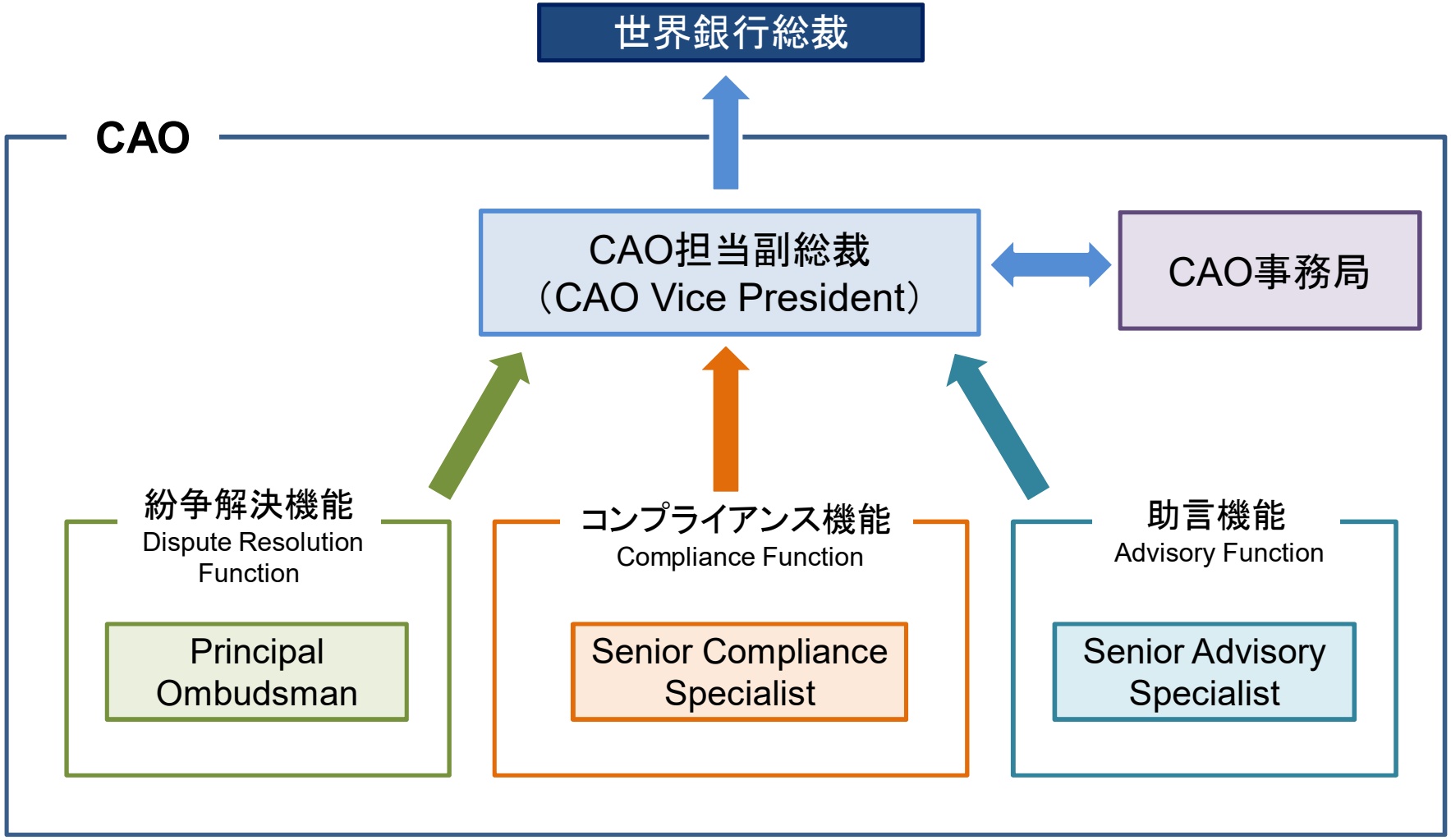

3. IFC-MIGA Compliance Advisor Ombudsman (CAO)

▶ **構成:**

Vice President (CAO)、Principal Ombudsman、Senior Compliance Specialist、Senior Advisory Specialist、及び補佐を行う専門家等23名（合計27名）。

▶ **異議申立手続**

・異議申立はIFC-MIGAが当該事業に関わっている、もしくはその実施を積極的に検討している期間において可能。
（2020年6月に公開された外部レビュー報告書では、IFC-MIGAの関与が終了してから2年間は異議申立を可能とすることが提言されている。）

・ IFC-MIGAとの事前の対話は必須ではない。

・調査期間は平均361営業日。その後、報告書の承認・公開までに平均137営業日を要している。

目次

1 振り返り

2 これまでの進捗・結果

3 他ドナーの異議申立制度

4 今後の予定

4. 今後の予定

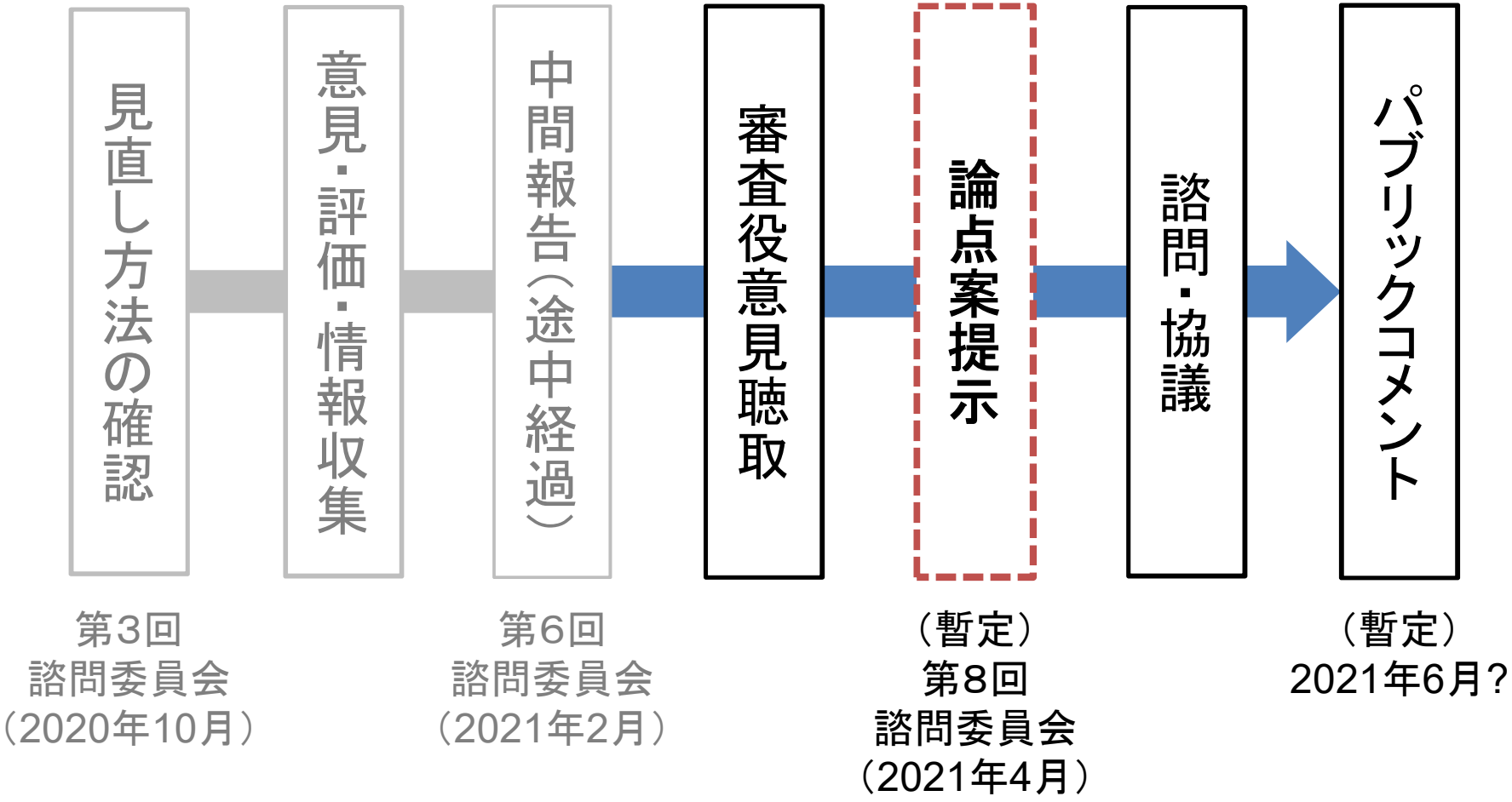
見直し方法の確認
意見・評価・情報収集
中間報告（途中経過）
審査役意見聴取
論点案提示
諮問・協議
パブリックコメント
第3回
諮問委員会
（2020年10月）
第6回
諮問委員会
（2021年2月）
（暫定）
第8回
諮問委員会
（2021年4月）
（暫定）
2021年6月？